

第2回北栄町隣保館運営審議会・児童館運営委員会

日時 令和5年12月20日（水）
午後7時～午後8時
会場 ほくほくプラザ
（北栄人権文化センター）

日程

1 開会

2 あいさつ 山根会長

3 審議会・委員会の成立について

北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例第8条第2項、北栄町児童館管理運営規則第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席があるため成立。

4 協議・報告事項 中江館長

(1) 令和5年度事業実施状況について・・・P3

(ア) 隣保館事業

(イ) 児童館事業

【質疑】児童館行事には毎回北条側からも参加があるか。

→ある。

行事の様子を後日学校に教えてもらえれば様子がわかってありがたい。

→デスクネット等での送付を検討。ほくほく食堂ではお礼状に当日の写真を載せて送っている。

リユース事業は児童館行事では毎回実施しているか。

→絵本の読み聞かせ会の日を実施している。小学校高学年分までの衣類を準備している。

(ウ) その他（共通項目含む）

(2) 令和6年度事業計画について・・・P18

(ア) 隣保館事業

(イ) 児童館事業

【質疑】児童館行事の対象は小学生か。

→基本的には幼児から小学生を対象としている。中学生はボランティアとして参加してくれている。

(3) その他

【質疑】全国的に若年層の薬物乱用が問題となっているため、それに関連する内容の講演を開くことはできないか。

→ほくほくプラザで実施するべきものかどうか協議する必要がある。

5 その他

6 閉会